

平成24年度 第4回 市川市地域自立支援協議会

日 時：平成25年3月21日（木）
午後1時30分～3時30分

場 所：急病診療・ふれあいセンター
2階 第2集会室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 専門部会・障害者団体連絡会からの報告
- 3 要綱改正について
- 4 閉会

相談支援部会からの活動報告

1. 平成24年度の活動報告

(1) 相談支援部会の体制強化

法改正に伴う、新規開設事業所への参加の呼びかけ(3月現在15事業所)

障害児支援連絡会の設置

(2) 相談支援の質の向上のための取り組み

地域における相談支援体制を学ぶための、埼玉県川越市への視察研修

相談の質の維持、向上や困難事例への対応を強化するための、グループスーパーヴィジョンの試行と導入(8月~毎月1回開催/これまでに13事例を取り上げ)

相談支援事業のガイドライン(仮称)の作成(25年4月にとりまとめ予定)

研修会の開催(平成25年2月22日/114人が参加)

(3) 権利擁護の体制づくり

市による虐待防止センターの設置の状況報告にもとづいた情報交換

権利擁護連絡会との連携 市による後見支援体制の検討

2. 平成25年度の活動計画(案)

(1) 相談支援の質の向上のための取り組み

相談支援事業のガイドラインを活用した研修会の開催

グループスーパーヴィジョンの継続

(2) 基幹支援センターの設置に向けた検討協議と働きかけ

(3) 障害児支援連絡会における検討を踏まえた、ライフステージをスムーズにつなぐための相談支援体制の検討協議

(4) 新たな権利擁護の体制との連携の仕組みの検討

障害児支援連絡会設置の提案

本年4月、改正された児童福祉法及び障害者自立支援法が施行され、障害を持つ子供達の健やかな育ちと当たり前の地域生活の実現を目的として、身近な地域で適切な支援が提供されるようにするための通所支援の再編や、ライフステージに応じた切れ目の無い継続的な支援の提供を図るための相談支援の拡充等が図られたところです。

しかし一方では、いわゆる「気になる子ども」をはじめとした支援を必要としている子供達の増加傾向や、都市化に伴う地域コミュニティの弱体化等が指摘されているところであり、地域における障害児とその家族に対する支援体制の整備や拡充を目指した具体的な取り組みの更なる推進が今後期待されるところであります。また、障害児とその家族が、ごく普通に地域の中で暮らしていけるようにするため、児童一般施策と障害児施策との連携体制のあり方の検討も重要な課題であると思われまます。

そして、地域における障害児支援の拡充と推進を今後図っていくためには、障害児支援に携わる関係者等が情報や課題を共有しながら、官民協働の取り組みとネットワーク作りを推進していくことが不可欠であり、障害児支援の特性を踏まえた協議検討を行う場が必要と思われまます。しかしながら、現在の市川市においては、市川市社会福祉審議会や市川市地域自立支援協議会等が設置されているものの、障害児支援に携わる関係者等が会して情報交換をしたり、障害児支援の特性を踏まえた協議や検討をする場が無いのが実情であります。

そうしたことから、昨年11月に旧児童デイサービス事業所等、障害児支援関係者で集まりをもち、これまでに合わせて4回の情報連絡会を開催し、意見交換を重ねながら、今回の提案となったものです。以下、提案いたします。

提案内容

市川市において、地域で暮らす障害児の健やかな育成とその家族の福祉の向上を目指し、地域における障害児とその家族の支援体制に関する協議や検討を行う場として、障害児支援連絡会の設置を提案いたします。

なお、本連絡会は相談支援部会の下部組織（例：生活支援部会の日中活動連絡会等）として位置づけしていただきたい。

（期待される主な検討テーマ）

- 1) 支援を必要とする子供達が、早期から適切な支援が受けられるようにするとともに、保護者や家族に対する育児や生活支援が提供されるような支援体制について。
- 2) 乳幼児期から学童期、青年期、成人期までのライフステージの変化に応じて、一貫した支援が切れ目無く継続的に提供されるような、地域における関係機関の連携体制の構築と強化について。
- 3) 児童一般施策との連携体制の構築と強化について。
- 4) 障害児支援に携わる関係者間の情報交換や支援者研修のあり方について。
- 5) 地域の中にある官民のフォーマル及びインフォーマルな支援やサービスの資源に関する情報交換と実態把握について。
- 6) 地域における障害児支援に関する課題やニーズについての情報収集と把握、施策提言等について。
- 7) その他

地域移行支援協議会報告

1. 一般相談事業所リスト

各事業所名、所在地、連絡先、備考等を備えたリストを作成

コーディネーターが事業の説明と共に、病院に配布する。(H25年度)

2. 市川圏域における地域移行支援事業の現況調査

病院・コーディネーター・市役所・事業所 について地域移行支援事業についての現況調査を1年に1回 年度末に行う。(H24年度)

3. 千葉県自立支援協議会 地域移行推進部会の動き

対象者の客観的なデータ把握

- ・圏域外の病院に入院しているケースをリストアップし、地域移行支援事業につなげる方法を検討中(同時に圏域内の病院に入院しているケースのリストアップも実施する)

- ・居住地を離れて遠隔地の病院に入院することのないように、入口部分の整理を検討する。

病院へのインセンティブ

- ・地域移行支援への積極的な協力を促すため、病院へインセンティブを与える仕組み作り等について検討中。

県が取りまとめたデータをもとに支援を展開し、対象者にサービスを届けていく。

1、構成メンバー

市障害者支援課、就業・生活支援センター いちされん、障害者就労支援センター アクセス、就労移行支援事業所（南八幡ワークス、えるワーク、第1・第2・第3レンコンの家、サンワーク、ビルド、N-FIT、ユースキャリアセンターフラッグ、リバーサル市川）、基幹型支援センターえくる

2、今年度の取り組み（年間計画をもとに実施）

(1)【会議】平成 24 年度：12 回 開催見込（毎月 1 回） 15:30～17:00

(2)【企画】

ワーカーズトーク ～働く障がいのある方のニーズをさぐる～

障がい者施設等見学会

市川市就労移行支援事業所 合同説明会（市内に事業所があつまり施設紹介をする）

各機関（事業所）の実習企業の確保状況調査

障がい者雇用促進セミナー（平成 25 年 3 月 6 日開催）

ぶっちゃけトーク（テーマを決め現場課題について話し合う場）

3、今後の課題と対策

(1)【より就労移行支援事業を知ってもらうための PR 方法について】

学卒者の進路を考慮した事業所合同説明会の継続開催をしていく。

就労移行支援をより知ってもらう為の取り組みについて検討していく。（バス、テレビ、電話帳、有料紙等）

(2)【職場実習先をどのように確保していくか(職場体験的実習)】

3 月 6 日開催予定 雇用促進セミナーのような取り組みを企業へ呼びかけていく。

ハローワーク、商工会議所などの関係機関などの協力を仰いでいく。

(3)【就労移行支援の現場課題についてどのように調査、計画、実行、改善していくか】

（どのように現場課題を吸い上げるか）

ぶっちゃけトーク（テーマを決め現場課題について話し合う場）などの定期的な開催に幅広い現場スタッフの参加を呼びかけ、意見を吸い上げる。

（アフターケアについてどのような取り組みを行うか）

a: 働いている障がい者の「集う場」についてどのように支援をしていくか

びあバー、居酒屋、喫茶店での定例会の開催を具体的に検討する。

b: アクセス、いちされんの登録人数増加に伴う、アフターケアへの人員確保

就労移行事業所のみ利用希望で来られ、ニーズとのミスマッチが発生した際やセルフプランで利用する時など、計画相談と協働の可能性を模索していく。

（メーリングリストでは補いきれない情報共有についてどうしていくか）

HP や SNS を活用し、誰が対応したのか。閲覧はしたのかどうかなど、形にのこるような情報共有の形を模索、検討していく。

(4)【A 型事業所は「しゅうたん」、「ふくたん」どちらに位置づけされるか】

ふくたん会議にもオブザーバーとして参加検討をしていただく。

平成24年度 福祉的就労担当者会議(ふくたん)報告

1. 構成メンバー(市内の就労継続支援B型事業所を中心に構成)

- (1) 公立施設: 南八幡ワークス・フォルテ行徳・チャレンジ国分・障害者施設課管理班
- (2) 民間施設: いぶき・ぼらりす、ピーあるふぁ...「いちされん」から代表を選出
オブザーバー参加(ほっとハート、スクラム)
- (3) 事務局: 障害者支援課
- (4) 就労支援部会: サンワーク(酒井)

2. 会議開催(1~2ヵ月に1回開催)

平成24年度: 8回開催(平成24年1月末現在)...平成22年度: 9回開催、平成23年度: 8回開催

3. 今年度の活動状況

- (1) 企業からの受注は、市のホームページを閲覧した企業から問合せがきており、一定の成果が出ている。ふくたんネットワークを活用した依頼件数は、累計15件で、うち10件受注、2件が相談のみ。

今年度受注実績 11件(平成25年2月現在)

- ・NPO法人社会起業ネットワーク(墓掃除): コレットで受注
- ・日本てんかん協会(バザーのチラシのポスティング): ワークスで受注
- ・株式会社リエゾンワークス(レジ袋にチラシ入れ): 10事業所で受注
- ・ヘアアートジャパン株式会社(刷毛の検品): 複数の事業所で受注
- ・株式会社トコトコ(商品の袋詰め): 複数の事業所で受注
- ・千葉商科大学(クッキー製作): 第3レンコンで受注
- ・千葉商科大学(アンケート入力): リバーサル市川で受注
- ・ハッピーフィールド(お菓자에フックをつける): ぼらりす
- ・株式会社マングース(マグネットの袋詰め): ぼらりす
- ・電達(ばどの差し込み): ワークス

相談のみ2件(平成25年2月現在)

- ・市川市清掃協同組合、ちばりサイクルネット協議会

- (2) 今年度の取り組みとして、情報共有と管理の徹底を目的に、ふくたんメーリングリストを新たに開設した。現在の登録状況は、事務局を除くと、18施設となっている。ここでは、主にお仕事情報や会議録を流して、希望する施設に情報提供を行っている。
- (3) 第2回意見交換会を平成24年5月18日に開催をした。今回は、前回の中心的な課題の受注作業に加えて、自主製品や地域と結びついた仕事(清掃や代行など)についても意見が出されていた。
- (4) 就労支援部会と「ふくたん」の位置づけの見直しをはかった。

4. 今後の活動の方向性

- (1) ふくたんMLを活用し、さらに事業所のニーズに沿った受注体制の確立を図る。
引き続き、工賃向上と安定収入につながる、高単価作業の継続受注を目指す。
加えて、生活介護のプログラムとして活用できる、簡易作業・長納期物件の受注活動も強化する。
平成25年4月開始の「障害者優先調達推進法」を有効活用して高工賃、継続した受注を目指して行く。
- (2) 自主生産や地域との連携事業など、受注業務以外の福祉的就労の取り組みを拡充・展開していく。
- (3) 従来の課題の改善に向けた取り組みを継続する。
- (4) ふくたん会議にオブザーバーとして、たくさんの事業所の参加を促して、活発な意見交換の場として行く。
- (5) 就労継続支援B型事業所の在り方についても話し合いを持っていく。(ケース等も含めて)
- (6) SNS等、情報発信、集約の方法をML以外にも検討していく。
- (7) 企業向けのパンフレットや、HPに掲載している「施設での受注状況」等の情報を改めて調査し、更新していく。
(ふくたんML参加事業所を対象にする予定)

就労支援部会のあり方について（案）

【現状】

一般就労移行をテーマとした「就労支援担当者会議（しゅうたん）」と、福祉的就労の充実をテーマとした「福祉的就労担当者会議（ふくたん）」が、それぞれ福祉サービス事業所を中心に毎月会議を開催し、それぞれの取り組みを進めている。

- ・しゅうたん：ワーカーズ とーく、障害者施設見学会、事業所説明会など
- ・ふくたん：意見交換会、メーリングリスト開設など

【課題】

- ・自立支援協議会の専門部会としての就労支援部会の位置づけや役割
- ・外部の専門機関や企業等との関係づけ
- ・一般就労と福祉的就労を通じた包括的な視野の確保 トータルな政策提案機能を持たせる

【新たな体制について（案）】

1. 就労支援部会の構成メンバー：本部会幹事（酒井、小井土） しゅうたん・ふくたんの代表者（各2名程度）
ナカポツイちされん、ハローワーク、商工会議所、特別支援学校（市立・県立・大野）進路担当、手をつなぐ親の会 計13名

しゅうたん・ふくたんは就労支援の現場の担い手として、
ハローワークと商工会議所は「企業の窓口」として、
ナカポツイちされんは地域体制の整備を担う専門機関として、
特別支援学校と親の会は「送り出す側」としての位置づけ。

しゅうたん・ふくたんからの提案・報告を軸に、課題認識や取り組みの方向性について意見交換するとともに、協働の可能性も検討する。

2. 就労支援部会の回数と進め方

年3回もしくは4回。

（第1回）5月開催。「しゅうたん」「ふくたん」が4月の会議で課題共有して立てた年間計画について全体で共有するとともに、チェック・アドバイス・要望などを行う。 自立支援協議会に報告。

（第2・3回）8月・11月頃開催。「しゅうたん」「ふくたん」の取り組み状況について中間報告を受け、全体で共有するとともに、チェック・アドバイス・要望などを行う。 自立支援協議会に報告。

（第4回）2月開催。年間の取り組みと成果について共有し、次年度以降に向けた展開を考える。 自立支援協議会に報告。「しゅうたん」「ふくたん」の活動計画に還元。

3. 年間スケジュールのイメージ（矢印は報告・意見の流れ・・・破線は就労支援部会を介さない）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会												
就労支援部会												
就労支援担当者会議（しゅうたん）	年間計画立案											
福祉的就労担当者会議（ふくたん）	年間計画立案											

生活支援部会

生活支援部会では、1~2か月に1回のペースで部会を開催し、4つの関連協議会等（居宅支援連絡会・グループホーム等連絡協議会・重心サポート会議・日中活動連絡会）からの報告を受け、情報の共有、改善に向けた検討をおこなっています。

24年度報告

1. 人材確保・啓発の取り組み（一部前回報告済み）
 - 第3回ハートフルセミナー 平成24年11月21日（水）実施
障害者団体連絡会に講師派遣を依頼。別日に1日体験実習を設定。
 - 障害者週間イベント 平成24年12月9日（日）（一部8日）実施
市民を対象に障害について知っていただく取り組み。障害者団体連絡会とも連携。
<スタンプラリー、チーバくん招へい、障害関連DVD上映、体験コーナー、等>
2. 通所の際の送迎に関する課題への取り組み
「日中活動事業所における送迎の実態把握調査」を分析中。
3. 重心・医療的ケアの必要な方の支えに関する取り組み
別紙 シンポジウムチラシ参照

25年度計画・課題

1. 啓発活動
 - 過去3回実施してきたハートフルセミナーの内容、開催方法の見直し。
障害者支援課主催行事との連動を検討中。
実行委員会方式で委員（スタッフ）を広く募る方向。
 - ストーマ研修（仮題）
障害者団体連絡会、居宅支援連絡会の協働により、介護保険事業所を含めた研修を企画中。
2. 住まいの場・泊まる場
 - ワーキングチーム等での具体的な取り組みは現在中断中であるが、「住み慣れた地での生活」「より家庭に近い住まいでの生活」「一定期間の休息の場」「体験のための泊まる場」を求める声は、当事者・家族・支援者・関係者からあがっており、資源の拡充方法について引き続き検討していきたい。

以上

重症心身障害児者支援のために

*****研修会のお知らせ*****

「市川で暮らしていきたい」 Part 2

シンポジウム

～ 今までの取り組みを振り返り，

今後の生活づくりを考える～

「自分の住む町，地域で，安心して暮らしていきたい！」その気持ちは重症心身障害児者の方も家族も同様です。これまで，重症心身障害児者サポート会議を中心に，市川では，「資源がないからできない…。ではなく，課題をなんとか解決していきたい」という思いで，試行錯誤の中，各機関が協働して一歩ずつ取り組みを進めて来ました。

医療的ケアが法制化された中，これまでの取り組みを振り返りながら，これからの課題を整理して，みんなで方向性を考えていきたいと思います。

シンポジウムでは，事業所，家族，学校，医療関係者の立場からのお話に加え，特定非営利活動法人地域ケアさぽーと研究所から，下川和洋先生 を講師にお迎えして，全国の取り組みの紹介とこれからの方向性についてまとめていただく予定です。

参加費は無料です。みなさん是非ふるってご参加ください。

参加希望の方は，下記まで，裏面の参加希望申し込み用紙に必要事項を記入してFAXでお申し込みください。なお当日は，同じ室内でボランティアによる，当事者の方のお預かりも企画しています。御希望の方は，合わせてお申込み下さい。

日時：平成25年3月9日(土)13:30～16:30

場所：急病診療・ふれあいセンター2階 集会室

<下川和洋先生紹介> 東京の支援学校で、学校教育における医療的ケアの定着に尽力され、その後、支援学校卒業後の豊かな地域生活を保障するために「地域ケアさぽーと研究所」を設立。全国の動向にも詳しく、地域の福祉関係、医療関係者を対象とした研修会を開催するなど、医療的ケアに関して多くの情報を社会に発信され、多方面にわたって活躍されています。



【参加申し込み・問い合わせ】障害者地域生活支援センター 担当 竹野

電話 047-370-1871 FAX 047-370-1872

「市川で暮らしていきたい」 Part 2

～ 今までの取り組みを振り返り、今後の生活づくりを考える～

シンポジウム研修会 参加希望申し込み書

所属 (事業所名等)				
職名				
参加者名				
連絡先	電話		FAX	
預かりの希望 (どちらかに)	あり		なし	

この用紙では、3名まで申し込むことができます。

ご本人(お子さん)も参加される場合、参加者氏名欄に記入して申し込んで下さい。

申込先 障害者地域生活支援センター

電話：047 - 370 - 1871

FAX：047 - 370 - 1872 担当：竹野

このまま、FAXで送信してください。

※切は3月1日(金)です。

当日の預かりを希望される方で、横になったの休憩等を希望される場合は、バスタオルを持参して下さい。

1. 全体会

第 1 回 平成 24 年 5 月 15 日（火）10 時～12 時

議題：役員体制について（報告）

今年度の活動について

九都県市合同防災訓練について

自立支援協議会委員の選出について

連絡体制（メーリングリスト等）について

第 2 回 平成 24 年 7 月 23 日（月）13 時～15 時

議題：九都県市合同防災訓練について

防災フェアについて

課題の集約について（自立支援協議会に向けて）

連絡体制（メーリングリスト等）について

第 3 回 平成 24 年 11 月 8 日（木）13 時 30 分～15 時 30 分

議題：九都県市合同防災訓練について（要望書の提出について）

ハートフルセミナーについて

障害者週間への参加について

第 4 回 平成 25 年 3 月 7 日（木）13 時 30 分～16 時

議題：地域防災計画について

災害時要援護者支援対策事業について

規約の見直しについて

2. 役員会

第 1 回 平成 24 年 4 月 19 日（木）16 時～17 時 30 分

議題：九都県市合同防災訓練について

役員会メーリングリストについて

第 2 回 平成 24 年 11 月 8 日（木）15 時 30 分～16 時 30 分

議題：規約の見直しについて

3. 企画・参加事業

九都県市合同防災訓練：平成 24 年 9 月 1 日（土）～2 日（日）

会場訓練、避難所訓練、防災フェアに 37 名参加。その結果を踏まえて、市危機管理課、障害者支援課、高齢者支援課に要望書を提出（平成 25 年 1 月 18 日）

防災パンフレット・ポスター作成

各団体の紹介と、市民に向け配慮をお願いしたい事項をまとめたパンフレットとポスターを作成。防災フェア（9 月 1 日）、障害者週間イベント（12 月 5 日～9 日）にて展示・

配布を行った。また、防災パンフレットについては東京新聞より取材を受け、12月26日の千葉版に記事が掲載された。

ハートフルセミナー

自立支援協議会生活支援部会主催の「ハートフルセミナー」に講師を推薦した（平成24年11月21日開催）

障害者週間イベント：平成24年12月5日（水）～9日（日）

アイリンク展望施設にて、防災フェアで使用したパンフレットやポスターに追加修正を施し、展示・配布を行ったほか、当番を割り当てて来場者と交流した。（13名参加）

市川市自立支援協議会の運営に関する要綱

市川市地域自立支援協議会設置要綱（平成20年2月4日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき本市に設置する市川市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営については、自立支援協議会の設置運営について（平成24年3月30日障発0330第25号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添「自立支援協議会設置運営要綱」（第2の2及び3並びに第4を除く。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（構成メンバー等）

第2条 協議会の構成メンバーは、次に掲げる者とし、その合計人数は、25人以下とする。

- (1) 相談支援事業を行う者
- (2) 障害者にサービスを提供する事業を行う者
- (3) 障害者の就労を支援する活動を行う者
- (4) 障害者団体の推薦を受けた者
- (5) 障害者の権利擁護に関する事業を行う者
- (6) 障害児の支援を行う者
- (7) その他市長が適当と認める者

2 市長は、必要があると認めるときは、協議会を開催することができる。

3 市長は、協議会の構成メンバーについて、2年ごとに見直しを行うものとする。

4 第1項に定めるもののほか、市長は、必要に応じ、関係者に対し協議会への出席を依頼することができる。

5 第1項に規定する構成メンバーは、協議会に出席することにより知ることのできた秘密を漏らしてはならない。構成メンバーでなくなった後も同様と

する。

(事務)

第 3 条 協議会の事務は、福祉部障害者支援課において処理する。

(補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 1 1 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

自立支援協議会設置運営要綱

第1 目的

自立支援協議会は、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関である。

第2 障害者自立支援法の規定

1 自立支援協議会の設置

- (1) 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等により構成される自立支援協議会を置くことができる。（第89条の2第1項）
- (2) 自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。（同条第2項）

2 市町村障害福祉計画

市町村は、自立支援協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（第88条第6項）

3 都道府県障害福祉計画

都道府県は、自立支援協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（第89条第5項）

第3 市町村が設置する自立支援協議会（市町村自立支援協議会）

1 基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

2 設置方法

市町村自立支援協議会は、単独市町村又は複数市町村による設置、直営又は民間団体への運営の委託等、地域の実情（人口規模、地域における障害者等の支援体制等）に応じて効果的な方法により設置することができる。

3 構成メンバー

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下の

とおり。

(例)

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、当事者、学識経験者、民生委員、地域住民 等

4 主な機能

- ・ 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域の障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に向けた協議
- ・ 中立・公平性を確保する観点から基幹相談支援センター、委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の運営評価を実施
- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用や地域の相談支援従事者の質の向上を図るための研修の実施等、相談支援の体制整備に関する協議
- ・ 権利擁護等の専門部会等の設置、運営 等

5 財源

交付税により措置。

第4 都道府県が設置する自立支援協議会（都道府県自立支援協議会）

1 基本的な役割

都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する。

2 設置方法

都道府県自立支援協議会は、直営又は民間団体への運営の委託等、都道府県の実情に応じて効果的な方法により設置することができる。

3 構成メンバー

都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

(例)

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体の代表者、当事者、市町村、学識経験者、民生委員、地域住民 等

4 主な機能

- ・ 都道府県全域における関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有

- ・ 都道府県全域における障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に向けた協議
- ・ 都道府県内の市町村自立支援協議会単位ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策を助言
- ・ 相談支援従事者の人材確保・養成（研修のあり方を含む。）を協議
- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制支援に関する協議
- ・ その他（権利擁護の普及に関すること等）

5 財源

交付税により措置。